

	壁		0.58	0.58	0.80	1.20	
	床	外気に接する部	0.34	0.34	0.59	0.79	
		その他の部分	0.54	0.54	0.88	1.30	
	土間床等の外周	外気に接する部分	0.49	0.49			
		その他の部分	0.70	0.70			

「気密住宅」とは、イ③dにおいて相当隙間面積が  $5.0\text{cm}^2/\text{m}^2$  以下であると判定された住宅をいい、以下同様とする。

表 2

住宅の種類		部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$ )						
			地域の区分						
			I	II	III	IV	V	VI	
(1)	鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅又は組積造の気密住宅	屋根又は天井	2.9	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	
		壁	1.7	0.9	0.9	0.7	0.5		
		床	外気に接する部分	2.9	1.8	1.8	1.0	0.6	
			その他の部分	2.1	1.0	1.0	0.5	0.3	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1			
その他の部分	0.6								
(2)	木造の気密住宅	屋根又は天井	4.3	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2	
		壁	2.4	0.9	0.9	0.8	0.5		
		床	外気に接する部分	3.7	1.8	1.8	1.0	0.7	
			その他の部分	2.4	1.0	1.0	0.5	0.3	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1			
その他の部分	0.6								
(3)	(1)及び(2)以外の気密住宅	屋根又は天井	5.2	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁	3.0	1.1	1.1	1.0	0.6		
		床	外気に接する部分	4.5	2.2	2.2	1.2	0.9	
			その他の部分	3.0	1.2	1.2	0.6	0.4	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1			
その他の部分	0.6								
(4)	(1)以外の組積造の住宅	屋根又は天井		2.2	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁		1.1	1.1	0.9	0.6		
		床	外気に接する部分		2.0	2.0	1.2	0.7	
			その他の部分		1.2	1.2	0.6	0.3	
	外気に接する土間床等の外周部		0.4	0.4					
(5)	枠組壁工法による住宅その他これに類する住宅	屋根又は天井		2.2	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁		1.2	1.2	0.8	0.5		
		床	外気に接する部分		2.2	2.2	1.2	0.8	
			その他の部分		1.5	1.5	0.6	0.4	
	外気に接する土間床等の外周部		0.4	0.4					
(6)	(2)及び(5)以外の木造の住宅	屋根又は天井		2.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
		壁		1.8	1.8	1.2	0.7		
		床	外気に接する部分		3.2	3.2	1.6	1.1	
			その他の部分		1.8	1.8	0.9	0.5	
		土間床等の外周部	外気に接する部分		1.4	1.4			
その他の部分			0.3	0.3					
(7)	(1)から(6)までに掲げる住宅以外の住宅	屋根又は天井		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	
		壁		2.2	2.2	1.5	0.8		
		床	外気に接する部分		3.9	3.9	1.9	1.3	
			その他の部分		2.2	2.2	1.1	0.6	
		土間床等の外周部	外気に接する部分		1.4	1.4			
その他の部分			0.3	0.3					

- 1 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関その他これに類するもの（当該玄関その他これに類するものの面積（当該玄関その他これに類するものが2以上ある場合においては、その合計の面積）が、最下階（地階を除く。）の床面積に0.1を乗じた値以下のものに限る。）における土間床等（床裏が外気に通じない床を除く。この項において同じ。）の外周部の断熱材の熱抵抗について、次のいずれかとしてすることができる（鉄筋コンクリート造等の住宅で、壁又は土間床等の外周部を内断熱工法とした場合を除く。）。
- (1) 当該土間床等と屋外の床との取合部を除く基礎の外側に、地盤面に垂直に上表に掲げる基準値以上の熱抵抗の断熱材を施工すること。
  - (2) 土間床等の外周部の断熱材に替えて、当該土間床等の裏に接する部分に0.6以上の熱抵抗の値の断熱材を施工すること（Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域に限る。）。

- 2 外壁の面積の合計に対する当該壁の面積の比率（以下「当該壁の面積の比率」という。）が30%以下であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値以下とすることができる（3若しくは4を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。
- (1) 当該壁以外の壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合。
- (2) 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる屋根又は天井の基準値を加えた値以上とする場合。
- (3) 床の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる床の基準値を加えた値以上とする場合。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（2若しくは4を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。
- (1) 当該壁の面積の比率が30%以下であり、かつ、開口部の熱貫流率をⅡ地域にあっては2.33以下、Ⅲ地域にあっては3.49以下、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域にあっては4.65以下とする場合。
- (2) 当該壁の面積の比率が30%以下であり、かつ、開口部の建具を設計施工指針4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、設計施工指針4(2)イの表中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」とし、同表の「Ⅵ」欄は適用しないものとする。
- 4 次のいずれかに該当する場合は、屋根の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（2若しくは3を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。
- (1) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる屋根の基準値と当該屋根の断熱材の熱抵抗の値との差に0.3を乗じた値に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合。
- (2) 開口部の熱貫流率が、Ⅱ地域にあっては2.91以下、Ⅲ地域にあっては4.07以下、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域にあっては4.65以下とする場合。
- (3) 開口部の建具を設計施工指針4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、設計施工指針4(2)イの表中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」とし、同表の「Ⅵ」欄は適用しないものとする。
- 5 木造の住宅の床（充填断熱工法のものに限る。）において、床根太の相互の間隔が450mm以上である場合（その場合において、床端部等における床根太相互の間隔が450mm以下となる部分があるときは、当該部分を含む。）は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。
- 6 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。
- 7 特別の事由により、一つの部位でこの表の断熱材の熱抵抗の値を減ずる場合にあっては、他のすべての部位の断熱材の熱抵抗の値に、当該減じた数値を附加するものとする。

#### c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針4（(4)を除く。）に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針4(1)イの表は次の表1と、設計施工指針4(1)ロの表は次の表2と、設計施工指針4(2)イ中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅰ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅵ」とあるのは「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」と、設計施工指針4(2)ロの本文は「建築主等の判断の基準別表第1のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域においては、方位が東北東から南を経て西北西までの範囲に面する窓では、日射侵入率が0.66以下のガラスを使用し、又は付属部材（レースカーテン、内付けブラインド（窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。）、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング（テント生地等で構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。）若しくはサンシェード（窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。）をいう。）その他日射の侵入を防止するため開口部に取付けるものをいう。）、ひさし、軒等（オー